

令和3年度山梨県水防計画改定案新旧対照表

本編頁数	旧	新
R2 計画 P1 R3 計画 P1	<p style="text-align: center;">令和2年度山梨県水防計画</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減すること目的とするものである。</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>主な水防用語の定義は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 水防管理団体 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。 (2) 指定水防管理団体 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。 (3) 水防管理者 水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。 (4) 消防機関 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。 (5) 消防機関の長 消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。 (6) 水防団 法第6条に規定する水防団をいう。 (7) 量水標管理者 量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。 (8) 水防協力団体 水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。 (9) 洪水予報河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。 国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。 	<p style="text-align: center;">令和3年度山梨県水防計画</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減すること目的とするものである。</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>主な水防用語の定義は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 水防管理団体 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。 (2) 指定水防管理団体 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。 (3) 水防管理者 水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。 (4) 消防機関 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。 (5) 消防機関の長 消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。 (6) 水防団 法第6条に規定する水防団をいう。 (7) 量水標管理者 量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。 (8) 水防協力団体 水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。 (9) 洪水予報河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。 国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

令和3年度山梨県水防計画改定案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

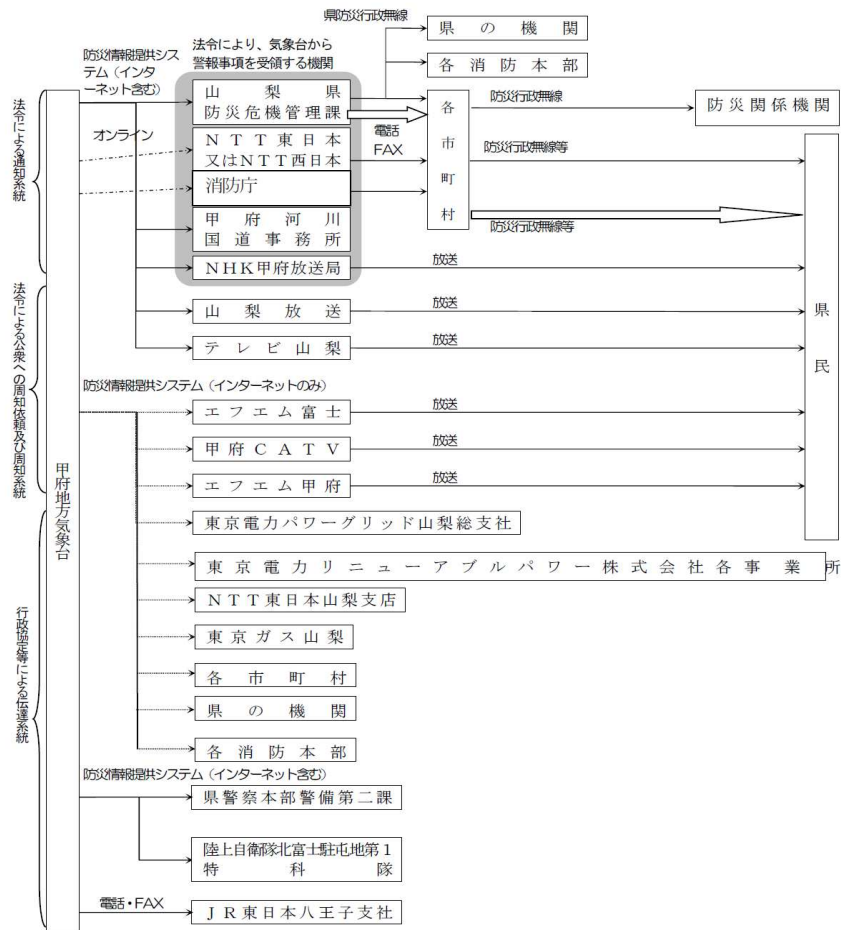
R2 計画
P9
R3 計画
P9

第4章 予報及び警報

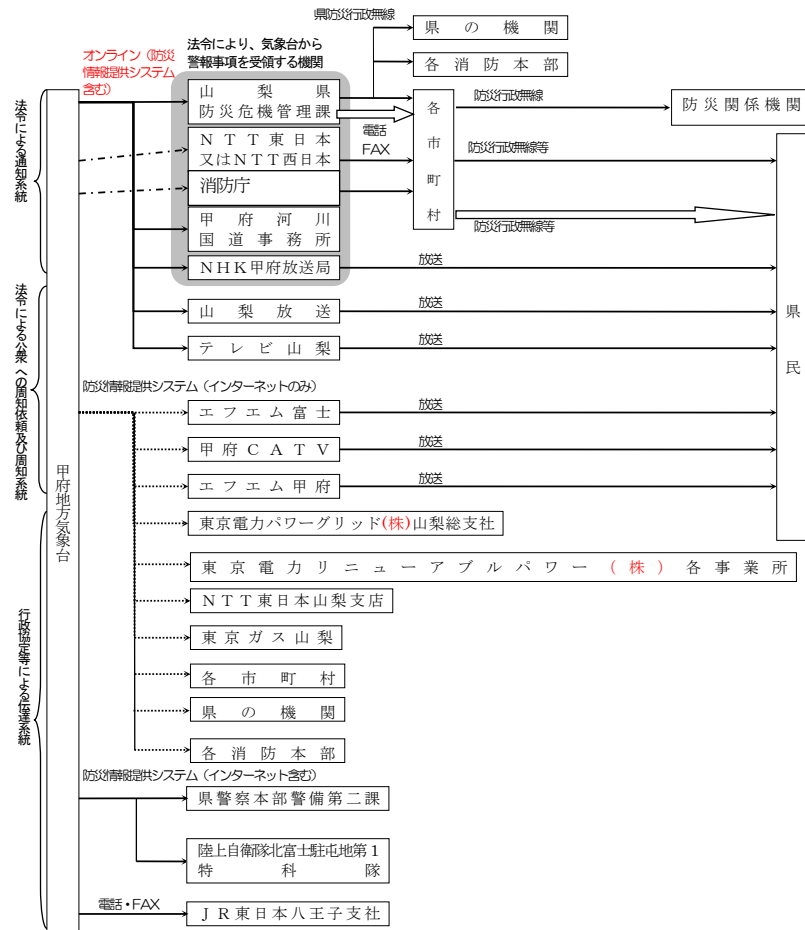
第1節 気象庁が行う予報及び警報

3 警報等の伝達経路及び手段

(1) 甲府地方気象台の伝達



台



令和3年度山梨県水防計画改定案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

R2 計画 P12 R3 計画 P12	の伝達 2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 (1) 洪水予報を行う河川名及びその区域	2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 (1) 洪水予報を行う河川名及びその区域
R2 計画 P14 R3 計画 P14	3 県と気象庁が共同で行う洪水予報 (1) 洪水予報を行う河川名及びその区域	3 県と気象庁が共同で行う洪水予報 (1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

予報区域名	河川名	区域
富士川 (釜無川を含む)	富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目4621-4番地先 武田橋上流端から海まで 右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無川河原 武田橋上流端から海まで
笛吹川	笛吹川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1番地先岩手橋上流端から富士川への合流点まで 右岸 山梨県山梨市大字東字御堂淵453番地先岩手橋上流端から富士川への合流点まで

※洪水予報区域図については附表第8表のとおりである。

予報区域名	河川名	区域
富士川 (釜無川を含む)	富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目4621番地先 武田橋上流端から海まで 右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無河原218番169地先 武田橋上流端から海まで
笛吹川	笛吹川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1番地先岩手橋上流端から富士川への合流点まで 右岸 山梨県山梨市大字東字御堂淵453番地先岩手橋上流端から富士川への合流点まで

※洪水予報区域図については附表第8表のとおりである。

予報区域名	河川名	区域
荒川	荒川	左岸 山梨県甲府市飯田二丁目46番地先から笛吹川合流点まで 右岸 山梨県甲府市下飯田一丁目476番の1地先から笛吹川合流点まで
塩川	塩川	左岸 山梨県北杜市明野町上手字下反保278番-1地先から山梨県甲斐市宇津谷字滝沢5577番-1地先まで 右岸 山梨県韮崎市中田町小田川字八ッ倉923番-4地先から山梨県韮崎市本町四丁目3125番地先まで

予報区域名	河川名	区域
荒川	荒川	左岸 山梨県甲府市飯田二丁目46番地先から笛吹川合流点まで 右岸 山梨県甲府市下飯田一丁目476番の1地先から笛吹川合流点まで
塩川	塩川	左岸 山梨県北杜市明野町上手字下反保278番-1地先から山梨県甲斐市宇津谷字滝沢5577番-1地先まで 右岸 山梨県韮崎市中田町小田川字八ッ倉923番4地先から山梨県韮崎市本町四丁目3125番地先まで

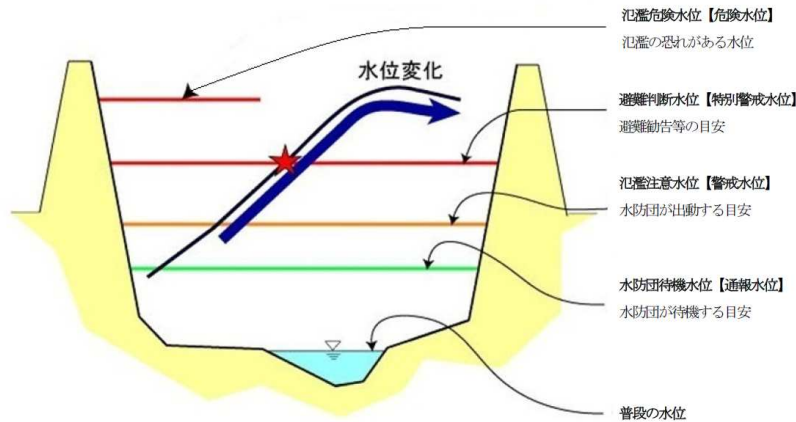
令和3年度山梨県水防計画改定案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

R2 計画
P16
R3 計画
P16

第3節 水位周知河川における水位到達情報

なお、知事が指定した河川については、当面の間、避難勧告等の判断基準となる洪水特別警戒水位を、従前の避難判断水位とする。
また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、知事が指定した河川について水位到達情報を発表したときは、関係市町村長に通知するものとする。

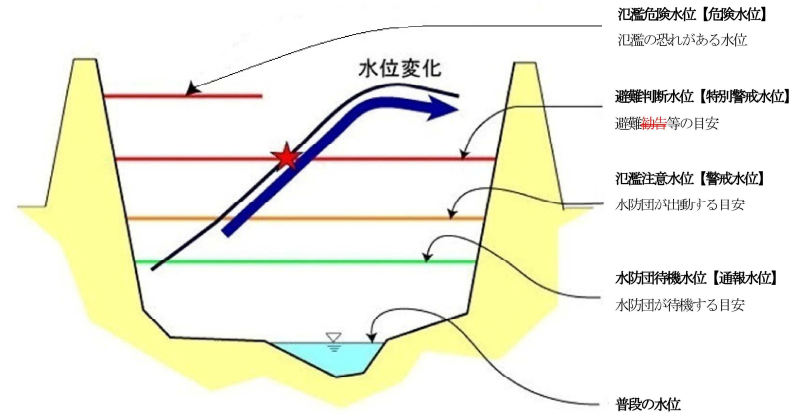


2 国土交通省が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域
塩川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 同県韮崎市岩下地先塩川橋から幹川合流点まで
御勅使川	左岸 山梨県韮崎市竜岡町下条南割地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地御勅使川橋から幹川合流点まで
重川	左岸 山梨県山梨市大字一町田中地先重川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県同市大字下石森地先重川橋から笛吹川合流点まで
日川	左岸 山梨県笛吹市一宮町大字田中地先日川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県山梨市大字一町田中地先日川橋から笛吹川合流点まで
早川	左岸 山梨県南巨摩郡身延町大字遅沢地先早川橋から幹川合流点まで 右岸 同県同郡身延町大字粟倉地先早川橋から幹川合流点まで

なお、知事が指定した河川については、当面の間、避難勧告等の判断基準となる洪水特別警戒水位を、従前の避難判断水位とする。
また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、知事が指定した河川について水位到達情報を発表したときは、関係市町村長に通知するものとする。



2 国土交通省が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域
塩川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 同県韮崎市本町四丁目地先塩川橋から幹川合流点まで
御勅使川	左岸 山梨県韮崎市龍岡町下条南割地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地御勅使川橋から幹川合流点まで
重川	左岸 山梨県山梨市大字一町田中地先重川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県同市大字下石森地先重川橋から笛吹川合流点まで
日川	左岸 山梨県笛吹市一宮町大字田中地先日川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県山梨市大字一町田中地先日川橋から笛吹川合流点まで
早川	左岸 山梨県南巨摩郡身延町大字遅沢地先早川橋から幹川合流点まで 右岸 同県同郡身延町大字粟倉地先早川橋から幹川合流点まで

令和3年度山梨県水防計画改定案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

R2 計画
P17
R3 計画
P17

図-2 富士川水系塩川、御勅使川、日川、重川、早川の氾濫危険水位の水防本部の県から水防管理者等への

通知及び周知系統図

